

○香南香美老人ホーム組合監査委員の事務執行に関する条例

〔 昭 和 4 2 年 8 月 1 日 〕
〔 条 例 第 3 号 〕

改正 昭和62年3月30日 条例第3号
平成18年2月22日 条例第1号
平成20年3月25日 条例第1号
平成22年11月30日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求による監査)

第2条 監査委員は、法第98条第2項の請求又は第199条第6項の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

(定期監査)

第3条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ、監査の日時を組合長に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第4条 監査委員は、法第233条第2項の規定により、決算及び書類が審査に付されたときは、5日以内に意見をつけて組合長に送付しなければならない。

(現金出納の検査)

第5条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月5日に行う。ただし、止むを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

(公表)

第6条 監査委員は、監査結果の公表については、その内容を平易に、かつ、簡明にしなければならない。

第7条 法第199条第9項の規定による公表は、香南香美老人ホーム組合公告式条例（昭和42年条例第2号）第2条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月22日条例第1号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第5号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。